

# 半 期 報 告 書

(第165期中) 自 平成24年 4 月 1 日  
至 平成24年 9 月 30 日

株式会社きらやか銀行

(E03636)

第165期中（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

# 半 期 報 告 書

- 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社きらやか銀行

# 目 次

頁

## 第165期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【業績等の概要】	6
2 【生産、受注及び販売の状況】	23
3 【対処すべき課題】	23
4 【事業等のリスク】	23
5 【経営上の重要な契約等】	23
6 【研究開発活動】	27
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	28
第3 【設備の状況】	29
1 【主要な設備の状況】	29
2 【設備の新設、除却等の計画】	29
第4 【提出会社の状況】	30
1 【株式等の状況】	30
2 【株価の推移】	39
3 【役員の状況】	39
第5 【経理の状況】	40
1 【中間連結財務諸表等】	41
2 【中間財務諸表等】	79
第6 【提出会社の参考情報】	100
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	101

## 中間監査報告書

## 確認書

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成24年11月20日

【中間会計期間】 第165期中(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

【会社名】 株式会社きらやか銀行

【英訳名】 Kirayaka Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 栗野 学

【本店の所在の場所】 山形県山形市旅籠町三丁目2番3号

【電話番号】 023(631)0001(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 青木 隆

【最寄りの連絡場所】 仙台市青葉区本町二丁目19番21号  
株式会社きらやか銀行 仙台支店

【電話番号】 022(224)0001

【事務連絡者氏名】 執行役員仙台支店長 早坂 徳四郎

【縦覧に供する場所】 株式会社きらやか銀行 仙台支店  
(宮城県仙台市青葉区本町二丁目19番21号)  
株式会社きらやか銀行 東京支店  
(東京都新宿区西新宿七丁目21番3号西新宿大京ビル6階)

(注) 仙台支店及び東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

# 第一部 【企業情報】

## 第 1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近 3 中間連結会計期間及び最近 2 連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成22年度 中間連結 会計期間	平成23年度 中間連結 会計期間	平成24年度 中間連結 会計期間	平成22年度	平成23年度
		(自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	(自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)	(自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)
連結経常収益	百万円	13,612	12,718	13,233	26,428	25,881
連結経常利益	百万円	916	1,089	845	2,112	1,770
連結中間純利益	百万円	877	1,121	803	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	1,314	1,579
連結中間包括利益	百万円	△404	△329	△48	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	△253	2,350
連結純資産額	百万円	50,967	50,053	52,971	50,750	52,375
連結総資産額	百万円	1,242,643	1,277,650	1,342,893	1,211,466	1,270,494
1株当たり純資産額	円	236.38	229.30	243.98	234.66	246.93
1株当たり中間純利益金額	円	5.42	7.39	4.95	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	7.46	9.68
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	2.25	2.70	2.27	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	3.25	4.14
自己資本比率	%	4.09	3.90	3.85	4.17	4.10
連結自己資本比率(国内基準)	%	10.39	9.33	9.12	9.35	9.13
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	37,209	57,075	33,024	33,873	25,836
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△37,046	△45,041	△32,521	△23,550	△30,658
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△314	△367	639	△6,582	△730
現金及び現金同等物の中間期末残高	百万円	28,469	44,027	27,952	—	—
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	—	—	—	32,361	26,809
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,039 [298]	1,052 [279]	1,037 [281]	1,014 [295]	1,013 [280]

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 平成22年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、第Ⅲ種優先株主が当行に対し、当該優先株式の取得と引換えに普通株式の交付を請求することができる期間は、平成22年10月1日から平成36年9月30日までであります。平成22年度中間連結会計期間末において、優先株式の取得請求権があるものとみなして算出しております。
4. 自己資本比率は、( (中間) 期末純資産の部合計 - (中間) 期末少数株主持分 ) を (中間) 期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
6. 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしております。

## (2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第163期中	第164期中	第165期中	第163期	第164期
決算年月		平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成23年3月	平成24年3月
経常収益	百万円	13,214	12,350	12,913	25,643	25,278
経常利益	百万円	851	980	743	1,964	1,636
中間純利益	百万円	825	1,057	765	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	1,170	1,536
資本金	百万円	17,700	17,700	17,700	17,700	17,700
発行済株式 総数	普通株式 千株	129,714	129,714	129,697	129,714	129,714
	第Ⅲ種優先株式 千株	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
純資産額	百万円	50,924	49,823	51,712	50,604	52,087
総資産額	百万円	1,241,443	1,276,663	1,343,582	1,210,524	1,269,586
預金残高	百万円	1,156,051	1,190,867	1,257,109	1,125,261	1,166,270
貸出金残高	百万円	874,146	902,591	920,601	891,950	926,593
有価証券残高	百万円	267,042	296,322	315,719	253,566	282,652
1株当たり中間純利益 金額	円	5.03	6.90	4.66	—	—
1株当たり当期純利益 金額	円	—	—	—	6.35	9.34
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額	円	2.12	2.54	2.16	—	—
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円	—	—	—	2.90	4.02
1株当たり 配当額	普通株式 円	1.50	1.50	1.50	3.00	3.00
	第Ⅲ種優先株式 円	1.73	1.62	1.61	3.46	3.24
自己資本比率	%	4.10	3.90	3.84	4.18	4.10
単体自己資本比率(国内 基準)	%	10.38	9.30	8.97	9.31	9.10
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	942 [282]	963 [272]	956 [275]	924 [281]	932 [273]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 平成22年9月の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、第Ⅲ種優先株主が当行に対し、当該優先株式の取得と引換えに普通株式の交付を請求することができる期間は、平成22年10月1日から平成36年9月30日までであります。平成22年9月において、優先株式の取得請求権があるものとみなして算出しております。
3. 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成24年9月30日現在

セグメントの名称	銀行業	その他	合計
従業員数（人）	959 [275]	78 [6]	1,037 [281]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員452人を含んでおりません。  
2. 臨時従業員数は、[ ]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。  
3. 出向者数は、出向先(就業先)の従業員数に含んでおります。  
4. 「その他」には、クレジットカード業、ベンチャーキャピタル業及び事務受託業を含んでおります。

### (2) 当行の従業員数

平成24年9月30日現在

従業員数(人)	956 [275]
---------	--------------

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員397人を含んでおりません。  
2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。  
3. 臨時従業員数は、[ ]に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。  
4. 出向者数は、出向先(就業先)の従業員数に含んでおります。  
5. 当行の従業員組合は、きらやか銀行従業員組合ときらやか銀行労働組合があり、組合員数は、きらやか銀行従業員組合785人、きらやか銀行労働組合13人であります。  
両組合とも労使間においては特記すべき事項はありません。  
6. 常務執行役員2人、執行役員7人は、従業員数に含めて記載しております。  
執行役員2人は、嘱託及び臨時従業員数に含めております。  
執行役員2人は、出向しており従業員数に含めておりません。



## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### [国内経済]

当中間連結会計期間における国内経済は、東日本大震災の復興需要等により緩やかな回復傾向も一部に見られたものの、欧州債務危機問題や米国の景気足踏み、さらには中国をはじめとする新興国経済の減速等による先行き不透明感から、回復のテンポは鈍いものとなりました。

#### [県内経済]

山形県内の経済におきましては、雇用情勢が着実に改善されてはいるものの、緩やかな回復基調にあった個人消費がここに来て足踏みの様相を呈する等、先行きについての不透明感は依然払拭されない状況にあります。

#### [業績]

このような経済環境の下、当行グループ（当行及び当行の関係会社）は平成24年4月にスタートさせました第3次中期経営計画に掲げる「もっともっと喜ばれる銀行」を目指し、本業支援を行うことで、地域経済の活性化に貢献することを柱として業務を推進してまいりました。

#### (銀行業)

総預金（譲渡性預金含む）は法人預金・個人預金ともに増加したことから、前連結会計年度末比855億9百万円増加の1兆2,591億48百万円となりました。

貸出金は法人向け融資が増加したことなどから、前連結会計年度末比55億86百万円増加の9,333億66百万円となりました。

有価証券は地方債や社債での運用が増加したことなどから、前連結会計年度末比280億74百万円増加の3,101億33百万円となりました。

損益状況につきまして、連結経常収益は、貸出金利回りの低下による貸出金利息の減少等があったものの、市場環境を考慮しポートフォリオの見直しを実施したことから、前年同期比5億15百万円増加の132億33百万円となりました。

一方、連結経常費用は、不良債権処理費用の増加により、前年同期比7億59百万円増加の123億88百万円となりました。

その結果、連結経常利益は、前年同期比2億44百万円減少の8億45百万円となりました。

また、連結中間純利益は、前年同期比3億18百万円減少の8億3百万円となりました。

#### (その他)

当行グループ（当行及び当行の関係会社）の業績における「その他」の重要性が乏しいため、「銀行業」に含めて記載しております。なお、「その他」には、クレジットカード業、ベンチャーキャピタル業及び事務受託業を含んでおります。

#### ・キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における現金および現金同等物は、279億52百万円となりました。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

預金に関する前中間連結会計期間、当中間連結会計期間のキャッシュ・フロー及びキャッシュ・フローの要因は以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー（百万円）	キャッシュ・フローの要因
前中間連結会計期間	65,537	預金の受入による流入
当中間連結会計期間	88,426	預金の受入による流入

譲渡性預金に関する前中間連結会計期間、当中間連結会計期間のキャッシュ・フロー及びキャッシュ・フローの要因は以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー (百万円)	キャッシュ・フローの要因
前中間連結会計期間	△5,650	譲渡性預金の払戻による流出
当中間連結会計期間	△2,917	譲渡性預金の払戻による流出

貸出金に関する前中間連結会計期間、当中間連結会計期間のキャッシュ・フロー及びキャッシュ・フローの要因は以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー (百万円)	キャッシュ・フローの要因
前中間連結会計期間	△10,391	貸出金の増加による流出
当中間連結会計期間	△5,574	貸出金の増加による流出

コールローンに関する前中間連結会計期間、当中間連結会計期間のキャッシュ・フロー及びキャッシュ・フローの要因は以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー (百万円)	キャッシュ・フローの要因
前中間連結会計期間	△1,000	コールローンの増加による流出
当中間連結会計期間	△34,700	コールローンの増加による流出

借入金（劣後特約付借入金を除く）に関する前中間連結会計期間、当中間連結会計期間のキャッシュ・フロー及びキャッシュ・フローの要因は以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー (百万円)	キャッシュ・フローの要因
前中間連結会計期間	7,100	借入金（劣後特約付借入金を除く）の増加による流入
当中間連結会計期間	△3,420	借入金（劣後特約付借入金を除く）の減少による流出

営業活動によるキャッシュ・フローに関する前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間のキャッシュ・フローは以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー (百万円)
前中間連結会計期間	57,075
当中間連結会計期間	33,024

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

有価証券の取得に関する前中間連結会計期間、当中間連結会計期間のキャッシュ・フロー及びキャッシュ・フローの要因は以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー (百万円)	キャッシュ・フローの要因
前中間連結会計期間	△116,631	有価証券の取得による流出
当中間連結会計期間	△134,899	有価証券の取得による流出

有価証券の売却に関する前中間連結会計期間、当中間連結会計期間のキャッシュ・フロー及びキャッシュ・フローの要因は以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー (百万円)	キャッシュ・フローの要因
前中間連結会計期間	64,322	有価証券の売却による流入
当中間連結会計期間	96,116	有価証券の売却による流入

有価証券の償還に関する前中間連結会計期間、当中間連結会計期間のキャッシュ・フロー及びキャッシュ・フローの要因は以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー (百万円)	キャッシュ・フローの要因
前中間連結会計期間	7,319	有価証券の償還による流入
当中間連結会計期間	6,722	有価証券の償還による流入

投資活動によるキャッシュ・フローに関する前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間のキャッシュ・フローは以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー (百万円)
前中間連結会計期間	△45,041
当中間連結会計期間	△32,521

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

配当支払に関する前中間連結会計期間、当中間連結会計期間のキャッシュ・フロー及びキャッシュ・フローの要因は以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー (百万円)	キャッシュ・フローの要因
前中間連結会計期間	△367	配当金の支払による流出
当中間連結会計期間	△356	配当金の支払による流出

連結子会社の優先株式発行に関する前中間連結会計期間、当中間連結会計期間のキャッシュ・フロー及びキャッシュ・フローの要因は以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー (百万円)	キャッシュ・フローの要因
前中間連結会計期間	—	—
当中間連結会計期間	1,000	少数株主からの払込による収入

財務活動によるキャッシュ・フローに関する前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間のキャッシュ・フローは以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー (百万円)
前中間連結会計期間	△367
当中間連結会計期間	639

(1) 国内業務部門・国際業務部門別収支

国内業務部門の資金運用収支は、前中間連結会計期間比31百万円減少の94億2百万円、役務取引等収支は53百万円減少の7億39百万円、その他業務収支は1億96百万円増加の1億53百万円となりました。

また、国際業務部門の資金運用収支は、前中間連結会計期間比46百万円減少の2億69百万円、役務取引等収支は0百万円増加の3百万円、その他業務収支は19百万円減少の2百万円となりました。

この結果、国内業務部門と国際業務部門の合計では、資金運用収支が前中間連結会計期間比76百万円減少の96億72百万円、役務取引等収支が53百万円減少の7億42百万円、その他業務収支が1億78百万円増加の1億56百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	9,433	315	—	9,748
	当中間連結会計期間	9,402	269	—	9,672
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	10,462	368	52	10,778
	当中間連結会計期間	10,372	309	39	10,642
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	1,029	53	52	1,029
	当中間連結会計期間	969	39	39	970
役務取引等収支	前中間連結会計期間	792	3	—	795
	当中間連結会計期間	739	3	—	742
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,656	5	—	1,662
	当中間連結会計期間	1,567	5	—	1,573
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	863	2	—	866
	当中間連結会計期間	828	2	—	830
その他業務収支	前中間連結会計期間	△43	21	—	△22
	当中間連結会計期間	153	2	—	156
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	110	21	—	131
	当中間連結会計期間	728	2	—	731
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	153	—	—	153
	当中間連結会計期間	575	—	—	575

(注) 1. 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等については「国際業務部門」に含めております。

2. 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内業務部門・国際業務部門別資金運用／調達状況

国内業務部門の資金運用勘定平均残高は、有価証券及び貸出金の増加により前中間連結会計期間比525億18百万円増加の1兆2,480億5百万円、利回りは前中間連結会計期間比0.09ポイント低下の1.65%、受取利息は前中間連結会計期間比90百万円減少の103億72百万円となりました。

また、資金調達勘定平均残高は、預金の増加により前中間連結会計期間比543億70百万円増加の1兆2,259億72百万円、利回りは前中間連結会計期間比0.02ポイント低下の0.15%、支払利息は前中間連結会計期間比60百万円減少の9億69百万円となりました。

国際業務部門の資金運用勘定平均残高は前中間連結会計期間比76億93百万円減少の387億5百万円、利回りは前中間連結会計期間比0.01ポイント上昇の1.59%、受取利息は前中間連結会計期間比59百万円減少の3億9百万円となりました。

また、資金調達勘定平均残高は、前中間連結会計期間比76億98百万円減少の387億55百万円、利回りは前中間連結会計期間比0.02ポイント低下の0.20%、支払利息は前中間連結会計期間比14百万円減少の39百万円となりました。

この結果、合計の資金運用勘定平均残高は前中間連結会計期間比525億9百万円増加の1兆2,482億60百万円、利回りは前中間連結会計期間比0.09ポイント低下の1.70%、受取利息は前中間連結会計期間比1億36百万円減少の106億42百万円となりました。

また、資金調達勘定平均残高は、前中間連結会計期間比543億55百万円増加の1兆2,262億76百万円、利回りは前中間連結会計期間比0.02ポイント低下の0.15%、支払利息は前中間連結会計期間比59百万円減少の9億70百万円となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,195,487	10,462	1.74
	当中間連結会計期間	1,248,005	10,372	1.65
うち貸出金	前中間連結会計期間	869,494	9,317	2.13
	当中間連結会計期間	889,512	8,943	2.00
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	223	1	0.97
	当中間連結会計期間	228	1	0.94
うち有価証券	前中間連結会計期間	248,861	1,061	0.85
	当中間連結会計期間	285,926	1,353	0.94
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	29,972	15	0.10
	当中間連結会計期間	32,987	17	0.10
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	801	0	0.20
	当中間連結会計期間	899	1	0.30
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,171,602	1,029	0.17
	当中間連結会計期間	1,225,972	969	0.15
うち預金	前中間連結会計期間	1,156,825	887	0.15
	当中間連結会計期間	1,200,329	818	0.13
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	4,194	5	0.27
	当中間連結会計期間	10,388	12	0.24
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	464	0	0.10
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマース・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金・社債	前中間連結会計期間	10,428	133	2.54
	当中間連結会計期間	14,615	134	1.84

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等については「国際業務部門」に含めております。
3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間2,999百万円、当中間連結会計期間4,572百万円)を控除して表示しております。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	46,398	368	1.58
	当中間連結会計期間	38,705	309	1.59
うち貸出金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	45,848	367	1.60
	当中間連結会計期間	38,152	308	1.61
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	39	0	4.21
	当中間連結会計期間	34	0	3.64
資金調達勘定	前中間連結会計期間	46,453	53	0.22
	当中間連結会計期間	38,755	39	0.20
うち預金	前中間連結会計期間	314	0	0.48
	当中間連結会計期間	299	0	0.37
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金・社債	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等を含めております。
3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間一百万円、当中間連結会計期間一百万円)を控除して表示しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,241,885	46,134	1,195,751	10,831	52	10,778	1.79
	当中間連結会計期間	1,286,711	38,450	1,248,260	10,681	39	10,642	1.70
うち貸出金	前中間連結会計期間	869,494	—	869,494	9,317	—	9,317	2.13
	当中間連結会計期間	889,512	—	889,512	8,943	—	8,943	2.00
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	223	—	223	1	—	1	0.97
	当中間連結会計期間	228	—	228	1	—	1	0.94
うち有価証券	前中間連結会計期間	294,709	—	294,709	1,429	—	1,429	0.96
	当中間連結会計期間	324,079	—	324,079	1,662	—	1,662	1.02
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	29,972	—	29,972	15	—	15	0.10
	当中間連結会計期間	32,987	—	32,987	17	—	17	0.10
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	841	—	841	1	—	1	0.39
	当中間連結会計期間	933	—	933	1	—	1	0.42
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,218,055	46,134	1,171,921	1,082	52	1,029	0.17
	当中間連結会計期間	1,264,727	38,450	1,226,276	1,009	39	970	0.15
うち預金	前中間連結会計期間	1,157,140	—	1,157,140	888	—	888	0.15
	当中間連結会計期間	1,200,629	—	1,200,629	819	—	819	0.13
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	4,194	—	4,194	5	—	5	0.27
	当中間連結会計期間	10,388	—	10,388	12	—	12	0.24
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	464	—	464	0	—	0	0.10
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うちコマース ・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金・社債	前中間連結会計期間	10,428	—	10,428	133	—	133	2.54
	当中間連結会計期間	14,615	—	14,615	134	—	134	1.84

(注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間2,999百万円、当中間連結会計期間4,572百万円)を控除して表示しております。

2. 資金運用勘定及び資金調達勘定における平均残高及び利息の相殺消去額は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の利息であります。



(3) 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

国内業務部門においては、役務取引等収益は前中間連結会計期間に比べ89百万円減少し、15億67百万円となりました。

また、役務取引等費用は前中間連結会計期間に比べ35百万円減少し、8億28百万円となりました。

国際業務部門においては、役務取引等収益は前中間連結会計期間に比べ0百万円減少し、5百万円となりました。

また、役務取引等費用も前中間連結会計期間に比べ0百万円減少し、2百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,656	5	—	1,662
	当中間連結会計期間	1,567	5	—	1,573
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	587	—	—	587
	当中間連結会計期間	540	—	—	540
うち為替業務	前中間連結会計期間	471	5	—	476
	当中間連結会計期間	473	5	—	478
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	14	—	—	14
	当中間連結会計期間	22	—	—	22
うち代理業務	前中間連結会計期間	21	—	—	21
	当中間連結会計期間	18	—	—	18
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	16	—	—	16
	当中間連結会計期間	16	—	—	16
うち保証業務	前中間連結会計期間	84	0	—	85
	当中間連結会計期間	86	0	—	86
うち投信窓販業務	前中間連結会計期間	189	—	—	189
	当中間連結会計期間	133	—	—	133
うち保険窓販業務	前中間連結会計期間	205	—	—	205
	当中間連結会計期間	218	—	—	218
役務取引等費用	前中間連結会計期間	863	2	—	866
	当中間連結会計期間	828	2	—	830
うち為替業務	前中間連結会計期間	175	2	—	178
	当中間連結会計期間	176	2	—	178

(注)「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は「国際業務部門」に含めております。

## (4) 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

## ○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	1,189,899	299	—	1,190,198
	当中間連結会計期間	1,253,563	281	—	1,253,845
うち流動性預金	前中間連結会計期間	426,592	—	—	426,592
	当中間連結会計期間	457,136	—	—	457,136
うち定期性預金	前中間連結会計期間	753,692	—	—	753,692
	当中間連結会計期間	792,473	—	—	792,473
うちその他	前中間連結会計期間	9,614	299	—	9,913
	当中間連結会計期間	3,953	281	—	4,234
譲渡性預金	前中間連結会計期間	2,500	—	—	2,500
	当中間連結会計期間	5,303	—	—	5,303
総合計	前中間連結会計期間	1,192,399	299	—	1,192,698
	当中間連結会計期間	1,258,866	281	—	1,259,148

(注) 1. 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引については「国際業務部門」に含めております。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

## (5) 国内業務部門・国際業務部門別貸出金残高の状況

## ① 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内業務部門 (除く特別国際金融取引勘定分)	904,074	100.00	933,366	100.00
製造業	99,114	10.96	98,398	10.54
農業, 林業	2,374	0.26	2,258	0.24
漁業	45	0.00	17	0.00
鉱業, 採石業, 砂利採取業	966	0.11	986	0.10
建設業	73,782	8.16	72,913	7.81
電気・ガス・熱供給・水道業	1,563	0.17	2,338	0.25
情報通信業	3,962	0.44	5,097	0.55
運輸業, 郵便業	14,146	1.57	19,279	2.07
卸売業, 小売業	86,525	9.57	89,247	9.56
金融業, 保険業	59,895	6.63	67,348	7.22
不動産業, 物品賃貸業	135,450	14.98	142,207	15.24
各種サービス業	113,639	12.57	112,082	12.01
地方公共団体	63,004	6.97	71,893	7.70
その他	249,598	27.61	249,291	26.71
国際業務部門及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	904,074	—	933,366	—

(注) 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。

## ② 外国政府等向け債権残高(国別)

該当事項はありません。

## (6) 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	122,769	—	—	122,769
	当中間連結会計期間	90,944	—	—	90,944
地方債	前中間連結会計期間	16,259	—	—	16,259
	当中間連結会計期間	30,845	—	—	30,845
社債	前中間連結会計期間	86,901	—	—	86,901
	当中間連結会計期間	130,181	—	—	130,181
株式	前中間連結会計期間	6,010	—	—	6,010
	当中間連結会計期間	5,303	—	—	5,303
その他の証券	前中間連結会計期間	17,704	46,011	—	63,715
	当中間連結会計期間	16,300	36,558	—	52,858
合計	前中間連結会計期間	249,644	46,011	—	295,656
	当中間連結会計期間	273,574	36,558	—	310,133

- (注) 1. 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等については「国際業務部門」に含めております。
2. 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

(1) 損益の概要

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	10,236	10,288	51
経費(除く臨時処理分)	7,896	7,630	△266
人件費	3,777	3,775	△1
物件費	3,754	3,481	△272
税金	364	372	7
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	2,339	2,658	318
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	2,339	2,658	318
一般貸倒引当金繰入額	△145	△54	90
業務純益	2,485	2,713	227
うち債券関係損益	△35	143	178
臨時損益	△1,504	△1,969	△464
株式等関係損益	△474	△181	292
不良債権処理額	398	653	254
貸出金償却	73	37	△35
個別貸倒引当金繰入額	282	224	△58
債権売却損	—	371	371
信用保証協会責任共有制度負担金	42	20	△22
貸倒引当金戻入益	—	—	—
償却債権取立益	37	127	89
その他臨時損益	△669	△1,261	△592
経常利益	980	743	△237
特別損益	89	△13	△102
うち固定資産処分損益	△9	△3	5
うち減損損失	31	9	△22
うち震災による貸倒引当金戻入益	128	—	△128
税引前中間純利益	1,069	730	△339
法人税、住民税及び事業税	17	59	42
法人税等調整額	△5	△95	△90
法人税等合計	12	△35	△47
中間純利益	1,057	765	△292

(注) 1. 業務粗利益＝資金運用収支＋役員取引等収支＋その他業務収支

2. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

4. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

5. 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

## 2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.73	1.64	△0.09
(イ)貸出金利回	2.11	1.98	△0.13
(ロ)有価証券利回	0.86	0.97	0.11
(2) 資金調達原価 ②	1.51	1.39	△0.12
(イ)預金等利回	0.15	0.13	△0.02
(ロ)外部負債利回	0.36	0.23	△0.13
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.22	0.25	0.03

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

## 3. ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	9.29	10.21	0.92
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	9.29	10.21	0.92
業務純益ベース	9.87	10.42	0.55
中間純利益ベース	4.20	2.94	△1.26

(注)  $ROE = \frac{\text{業務純益(中間純利益)}}{(\text{期首純資産の部} + \text{期末純資産の部}) \div 2} \times 100$

## 4. 預金・貸出金の状況(単体)

### (1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	1,190,867	1,257,109	66,242
預金(平残)	1,157,774	1,202,687	44,912
貸出金(末残)	902,591	920,601	18,009
貸出金(平残)	867,890	882,536	14,645

### (2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	887,367	924,620	37,253
法人	244,049	268,839	24,790
計	1,131,416	1,193,460	62,043

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

## (3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
住宅ローン残高	223,213	225,260	2,047
その他ローン残高	12,489	12,255	△234
計	235,702	237,516	1,813

## (4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)-(A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	761,999	757,001	△4,998
総貸出金残高	② 百万円	902,591	920,601	18,010
中小企業等貸出金比率	①/② %	84.42	82.22	△2.20
中小企業等貸出先件数	③ 件	49,299	47,939	△1,360
総貸出先件数	④ 件	49,457	48,110	△1,347
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.68	99.64	△0.04

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

## 5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

## ○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	1	2	2	6
信用状	—	—	2	0
保証	2,164	7,814	1,925	6,703
計	2,165	7,817	1,929	6,710

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成23年9月30日 金額(百万円)	平成24年9月30日 金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	17,700	17,700
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	22,986	22,984
	利益剰余金	7,364	8,057
	自己株式(△)	1	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	356	355
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	151	1,145
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	47,843	49,532
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	2,922	2,813
	一般貸倒引当金	2,582	2,256
	負債性資本調達手段等	6,100	6,100
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	6,100	6,100
計	11,605	11,170	
うち自己資本への算入額 (B)	11,605	11,170	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	—
自己資本額 (D)	(A)+(B)-(C)	59,449	60,702
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	588,243	618,019
	オフ・バランス取引等項目	7,817	6,926
	信用リスク・アセットの額 (E)	596,061	624,945
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	40,792	40,439
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	3,263	3,235
	計((E)+(F)) (H)	636,854	665,385
連結自己資本比率(国内基準) = D/H×100(%)		9.33	9.12
(参考) Tier 1比率 = A/H×100(%)		7.51	7.44

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成23年9月30日	平成24年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	17,700	17,700
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	15,641	15,641
	その他資本剰余金	8,536	8,535
	利益準備金	235	378
	その他利益剰余金	5,887	6,421
	その他	—	—
	自己株式(△)	1	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	356	355
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	47,643	48,321
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	2,922	2,813
	一般貸倒引当金	2,392	2,112
	負債性資本調達手段等	6,100	6,100
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	6,100	6,100	
計	11,415	11,025	
うち自己資本への算入額 (B)	11,415	11,025	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	—
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	59,058	59,347
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	587,151	615,121
	オフ・バランス取引等項目	7,817	6,926
	信用リスク・アセットの額 (E)	594,969	622,047
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	39,443	39,308
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	3,155	3,144
計((E)+(F)) (H)	634,412	661,356	
単体自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		9.30	8.97
(参考) Tier 1 比率=A/H×100(%)		7.50	7.30

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。



## (資産の査定)

### (参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

#### 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

#### 2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

#### 3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

#### 4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

## 資産の査定額

債権の区分	平成23年9月30日	平成24年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	56	53
危険債権	422	264
要管理債権	42	43
正常債権	8,661	9,014

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

## 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当行グループの事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません

## 4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

## 5 【経営上の重要な契約等】

当行と株式会社仙台銀行（以下「仙台銀行」といい、当行と仙台銀行を総称して、以下「両行」といいます。）は、平成22年10月26日に両行間で締結した「経営統合の検討開始に関する基本合意書」に基づき、平成24年4月26日に開催したそれぞれの取締役会において、両行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、株式移転の方式により平成24年10月1日（以下「効力発生日」といいます。）をもって両行の完全親会社となる「株式会社じもとホールディングス」（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）、並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、同日、両行間で「経営統合合意書」を締結するとともに、「株式移転計画書」を共同で作成いたしました。

なお、平成24年6月26日開催の定時株主総会及び種類株主総会において、本株式移転が承認可決され、平成24年10月1日に共同持株会社が設立されました。

### 1. 株式移転の目的及び経緯

両行は、当初、平成23年10月を目処とした共同持株会社の設立による経営統合を発表し、経営統合委員会を発足してその準備を進めておりました。

しかしながら、平成23年3月11日に東日本大震災が発生したため、両行は、地域経済の復興に向けた支援を最優先する見地から、経営統合日を延期することといたしました。その後、同年5月18日には前記経営統合委員会における検討・準備を再開し、震災復興支援に関する両行間での連携等のほか、経営統合に向けた準備を進めてまいりました。また、この間、仙台銀行は、復興支援に本格的に取り組んでいくための堅確な財務基盤を構築するべく、金融機能の強化のための特別措置に関する法律に基づき、平成23年9月30日に第I種優先株式を発行し、自己資本の増強を実施いたしました。

以上のように、両行は、被災地にその経営基盤を有する金融機関の責務として、経営統合を一旦延期のうえ震災復興・地域振興のための取り組み・基盤強化を優先して進めてまいりましたが、復興支援態勢をさらに強化するために、早期に経営統合を完了して新金融グループの総合力を発揮していくことが重要であると判断いたしました。そして、平成24年10月1日を共同持株会社設立日として、両行間での経営統合に係る協議を進めることを決定しておりましたが、平成24年4月26日に、両行は「経営統合合意書」を締結し、「株式移転計画書」を共同で作成いたしました。

その後、平成24年6月26日開催の定時株主総会及び種類株主総会において、本株式移転が承認可決され、平成24年10月1日に共同持株会社が設立されました。

この経営統合により、両行は、両行の地域ブランドを維持した持株会社方式による新たな金融グループを創設し、スケールメリットの享受による経営機能の効率化の実現や、両行の営業ネットワーク及び行員の有するノウハウの融合と相乗効果により、県境を超えて進化する地域経済活動への貢献と顧客サービスの向上を目指すものといたします。

## 2. 移転の方法、株式移転に係る割当ての内容

### (1) 本株式移転の方法

両行の株主がそれぞれ保有する株式を、平成24年10月1日をもって共同持株会社に移転するとともに、両行の株主に対し、共同持株会社の発行する新株式を割り当てるものといたします。

### (2) 株式移転に係る割当ての内容

会社名	当行	仙台銀行
株式移転比率	1	6.5

#### (注1) 株式の割当比率

1. 当行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当交付いたしました。
2. 仙台銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式6.5株を割当交付いたしました。
3. 当行の第Ⅲ種優先株式1株に対して、共同持株会社のA種優先株式1株を割当交付いたしました。
4. 仙台銀行の第Ⅰ種優先株式1株に対して、共同持株会社のB種優先株式6.5株を割当交付いたしました。

なお、本株式移転により、両行の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

#### (注2) 共同持株会社が交付した新株式数

普通株式 : 178,867,630株

A種優先株式 : 100,000,000株

B種優先株式 : 130,000,000株

#### (注3) 共同持株会社の単元株式数

共同持株会社は、以下の株式数を1単元とする単元株制度を採用しております。

普通株式 : 100株

A種優先株式 : 100株

B種優先株式 : 100株

#### (注4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により、1単元(100株)未満の共同持株会社の株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける両行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

## 3. 株式移転比率の算定根拠等

### (1) 普通株式

#### ①算定の基礎

両行は、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、きらやか銀行は有限責任監査法人トーマツ(以下「トーマツ」といいます。)を、また仙台銀行は株式会社KPMG FAS(以下「KPMG」といいます。)を第三者算定機関に任命し、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、以下の株式移転比率算定書を受領いたしました。

トーマツは、本株式移転の諸条件等を分析したうえで、きらやか銀行普通株式について市場株価が存在していることから市場株価法による算定を行うとともに、両行について倍率法、貢献度分析、エクイティDCF(Discounted Cash Flow)法及びDDM(Dividend Discount Model)によ

る算定を行いました。なお、市場株価法による算定に際しては、きらやか銀行について、平成24年4月17日を基準日としています。また、ある一定時点での市場株価を採用することは異常な株価の変動を排除できないため、基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間、及び震災後延期していた経営統合協議再開の発表（平成24年1月25日）による影響を加味するため当該発表後から基準日までの期間の株価毎の出来高で加重平均した価格（出来高加重平均価格）に基づいています。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、きらやか銀行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、仙台銀行の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものであります。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
①	市場株価法/倍率法	8.2 ～ 10.2
②	倍率法	6.0 ～ 6.9
③	エクイティDCF法	5.8 ～ 7.0
④	DDM	5.9 ～ 7.1
⑤	貢献度分析	6.5 ～ 7.5

トーマツは、株式移転比率の算定に際して、両行から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行及びその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。加えて、両行の財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、両行の経営陣により現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。なお、平成24年3月期の財務予測については、両行の経営陣より大きな変動はないことの確認を得ております。トーマツによる株式移転比率の算定は、平成24年4月17日現在までの上記情報等を反映したものであり、株式移転比率の算定の基礎となった前提が変わる時は算定結果も影響を受ける場合があります。なお、トーマツが提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転における株式移転比率の公正性について意見を表明するものではありません。

KPMGは、両行の普通株式価値について、配当割引モデル法（以下「DDM法」といいます。）及び類似会社比較法を用いて算定を行いました。加えて、きらやか銀行の普通株式は東京証券取引所市場第二部に上場されており、市場株価が存在していることから、きらやか銀行の普通株式については株式市価法による算定も行いました。株式市価法による算定に際しては、算定基準日（平成24年4月17日）の終値、算定基準日以前の1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の終値平均値及び出来高加重平均値、及び、本株式移転公表後の株価に対する影響を考慮する目的から、「仙台銀行ときらやか銀行の経営統合に関するお知らせ」が公表された平成24年1月25日の翌営業日以降算定基準日までの期間の終値平均値及び出来高加重平均値に基づき算定を行いました。

KPMGが各評価手法に基づき算出した株式移転比率は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、きらやか銀行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、仙台銀行の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
①	DDM法	6.05 ～ 7.31
②	類似会社比較法/株式市価法	4.47 ～ 4.59
③	類似会社比較法	5.86 ～ 6.56

KPMGは、上記株式移転比率の算定に際して、両行から受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行並びにその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務も含まれます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、かかる算定において参照した両行の財務予測については、両行の経営強化計画に基づき、両行の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断のもと合理的に準備・作成されたことを前提としております。また、KPMGが提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転における株式移転比率の公正性について意見を表明するものではありません。

## ②算定の経緯

上記のとおり、きらやか銀行はトーマツに、仙台銀行はKPMGに、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、両行それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれ両行の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両行間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、平成24年4月26日に開催した両行の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

## ③算定機関との関係

トーマツ及びKPMGは、いずれも両行の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

## (2) 優先株式

両行は、きらやか銀行第Ⅲ種優先株式及び仙台銀行第Ⅰ種優先株式（両優先株式を総称して、以下「対象優先株式」といいます。）については、普通株式のように市場価格が存在しないため、普通株式の株式移転比率を考慮したうえで、共同持株会社にて新たに発行して割当交付する各優先株式の発行要項において、対象優先株式のそれぞれの発行要項と割当比率を通じて同一の条件を定めることとし、きらやか銀行第Ⅲ種優先株式1株につき共同持株会社のA種優先株式1株を割当交付し、また、仙台銀行第Ⅰ種優先株式1株につき共同持株会社のB種優先株式6.5株を割当交付することで合意しております。従いまして、第三者機関による算定は行っておりません。

#### 4. 本株式移転により新たに設立された会社の状況

① 商号	株式会社じもとホールディングス																																																
② 事業内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯又は関連する業務																																																
③ 本店所在地	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号																																																
④ 代表者及び役員の氏名	<table border="0"> <tr> <td>代表取締役会長</td> <td>三井 精一</td> <td>(現仙台銀行頭取)</td> </tr> <tr> <td>代表取締役社長</td> <td>栗野 学</td> <td>(現きらやか銀行頭取)</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>馬場 豊</td> <td>(現仙台銀行専務取締役)</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>東海林賢市</td> <td>(現きらやか銀行常務取締役)</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>鈴木 隆</td> <td>(現仙台銀行常務取締役)</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>須藤庄一郎</td> <td>(現きらやか銀行常務取締役)</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>御園生勇郎</td> <td>(現仙台銀行常務取締役)</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>佐川 章</td> <td>(現きらやか銀行常務取締役)</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>田中 達彦</td> <td>(現きらやか銀行常務取締役)</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>芳賀 隆之</td> <td>(現仙台銀行取締役)</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>坂本 行由</td> <td>(現きらやか銀行取締役)</td> </tr> <tr> <td>取締役(社外)</td> <td>熊谷 満</td> <td>(現仙台銀行取締役)</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>長谷部俊一</td> <td>(現仙台銀行監査役)</td> </tr> <tr> <td>監査役(社外)</td> <td>笹島富二雄</td> <td>(現きらやか銀行監査役)</td> </tr> <tr> <td>監査役(社外)</td> <td>菅野 國夫</td> <td>(現仙台銀行監査役)</td> </tr> <tr> <td>監査役(社外)</td> <td>伊藤 吉明</td> <td>(現きらやか銀行監査役)</td> </tr> </table> <p>(注1) 取締役熊谷 満は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。  (注2) 監査役笹島 富二雄、菅野 國夫及び伊藤 吉明は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。</p>	代表取締役会長	三井 精一	(現仙台銀行頭取)	代表取締役社長	栗野 学	(現きらやか銀行頭取)	取締役	馬場 豊	(現仙台銀行専務取締役)	取締役	東海林賢市	(現きらやか銀行常務取締役)	取締役	鈴木 隆	(現仙台銀行常務取締役)	取締役	須藤庄一郎	(現きらやか銀行常務取締役)	取締役	御園生勇郎	(現仙台銀行常務取締役)	取締役	佐川 章	(現きらやか銀行常務取締役)	取締役	田中 達彦	(現きらやか銀行常務取締役)	取締役	芳賀 隆之	(現仙台銀行取締役)	取締役	坂本 行由	(現きらやか銀行取締役)	取締役(社外)	熊谷 満	(現仙台銀行取締役)	監査役	長谷部俊一	(現仙台銀行監査役)	監査役(社外)	笹島富二雄	(現きらやか銀行監査役)	監査役(社外)	菅野 國夫	(現仙台銀行監査役)	監査役(社外)	伊藤 吉明	(現きらやか銀行監査役)
代表取締役会長	三井 精一	(現仙台銀行頭取)																																															
代表取締役社長	栗野 学	(現きらやか銀行頭取)																																															
取締役	馬場 豊	(現仙台銀行専務取締役)																																															
取締役	東海林賢市	(現きらやか銀行常務取締役)																																															
取締役	鈴木 隆	(現仙台銀行常務取締役)																																															
取締役	須藤庄一郎	(現きらやか銀行常務取締役)																																															
取締役	御園生勇郎	(現仙台銀行常務取締役)																																															
取締役	佐川 章	(現きらやか銀行常務取締役)																																															
取締役	田中 達彦	(現きらやか銀行常務取締役)																																															
取締役	芳賀 隆之	(現仙台銀行取締役)																																															
取締役	坂本 行由	(現きらやか銀行取締役)																																															
取締役(社外)	熊谷 満	(現仙台銀行取締役)																																															
監査役	長谷部俊一	(現仙台銀行監査役)																																															
監査役(社外)	笹島富二雄	(現きらやか銀行監査役)																																															
監査役(社外)	菅野 國夫	(現仙台銀行監査役)																																															
監査役(社外)	伊藤 吉明	(現きらやか銀行監査役)																																															
⑤ 資本金	2,000百万円																																																
⑥ 資本準備金	500百万円																																																
⑦ 決算期	3月31日																																																

#### 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 財政状態

当中間連結会計期間末の総資産につきましては、有価証券、貸出金等の増加により前連結会計年度末比723億99百万円増加の1兆3,428億93百万円となりました。負債は、預金等の増加により前連結会計年度末比718億3百万円増加の1兆2,899億21百万円となりました。また、純資産は少数株主持分の増加等により前連結会計年度末比5億96百万円増加の529億71百万円となりました。

主要な勘定残高につきましては、貸出金は前連結会計年度末比55億86百万円増加の9,333億66百万円となりました。有価証券は前連結会計年度末比280億74百万円増加の3,101億33百万円となりました。総預金（譲渡性預金を含む）は前連結会計年度末比855億9百万円増加の1兆2,591億48百万円となりました。

### (2) 経営成績

資金運用収益は、前年同期比1億36百万円減少の106億42百万円となりました。主な減少要因は、貸出金利息3億74百万円の減少によるものです。

役務取引等収益は、前年同期比89百万円減少の15億73百万円となりました。

その他業務収益は、前年同期比6億円増加の7億31百万円となりました。

その他経常収益は、前年同期比1億40百万円増加の2億86百万円となりました。

以上により経常収益は、前年同期比5億15百万円増加の132億33百万円となりました。

資金調達費用は、前年同期比59百万円減少の9億70百万円となりました。主な減少要因は、預金利息69百万円の減少によるものです。

役務取引等費用は、前年同期比36百万円減少の8億30百万円となりました。

その他業務費用は、前年同期比4億22百万円増加の5億75百万円となりました。

営業経費は、前年同期比2億42百万円減少の84億8百万円となりました。主な減少要因は、物件費の減少によるものです。

その他経常費用は、前年同期比6億74百万円増加の16億2百万円となりました。主な増加要因は、与信関係費用の増加及び投資損失引当金の増加によるものです。

以上により、経常費用は、前年同期比7億59百万円増加の123億88百万円となりました。

特別利益は、前年同期比1億37百万円減少の2百万円となりました。

特別損失は、前年同期比34百万円減少の13百万円となりました。

その結果、連結中間純利益は、前年同期比3億18百万円減少の8億3百万円となりました。

### (3) キャッシュ・フローの状況

#### ・営業活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間は、預金の受入による流入が88,426百万円（前中間連結会計期間は65,537百万円の流入）、貸出金の増加による流出が5,574百万円（前中間連結会計期間は10,391百万円の流出）ありました。

#### ・投資活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間は、有価証券の取得による流出が134,899百万円（前中間連結会計期間は116,631百万円の流出）、有価証券の売却による流入が96,116百万円（前中間連結会計期間は64,322百万円の流入）、有価証券の償還による流入が6,722百万円（前中間連結会計期間は7,319百万円の流入）ありました。

#### ・財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間は、配当金の支払いによる流出が356百万円（前中間連結会計期間は367百万円の流出）、連結子会社の優先株式発行により少数株主からの払込による流入が1,000百万円（前中間連結会計期間は当該取引はありませんでした）ありました。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調 達方法	着手 年月	完了予 定年月
							総額	既支払額			
当行	—	仙台長町 支店	宮城県仙台 市太白区	新設	銀行業	店舗	247	138	自己資金	平成24年 6月	平成24年 11月



## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	500,000,000
第Ⅲ種優先株式	500,000,000
計	500,000,000

(注) 当行の発行可能株式総数は、500,000,000株であり、普通株式および第Ⅲ種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、500,000,000株とする旨定款に規定しております。

##### ② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年11月20日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	129,697,334	同左	— (注) 1	(注) 3, 4
第Ⅲ種優先株式 (注) 2	100,000,000	同左	—	(注) 3, 5, 6, 7, 8, 9
計	229,697,334	同左	—	—

(注) 1. 平成24年10月1日付で当行及び株式会社仙台銀行が共同株式移転の方式により両行の完全親会社となる株式会社じもとホールディングスを設立することに伴い、平成24年9月26日付で東京証券取引所市場第二部から上場廃止となっております。

2. 第Ⅲ種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

3. 単元株式数は100株であります。

4. 株主としての権利内容に制限のない当行における標準となる株式であります。

5. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

(1) 当銀行の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株数が増減します。

(2) 行使価額修正条項の内容

##### ① 修正基準

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正されます。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(3)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とします。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、(注) 7. (5) ⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整されます。

##### ② 修正頻度

取得価額の修正は、毎月第3金曜日の翌日以降、1カ月に1回の頻度で行います。

(3) 行使価額等の下限

下限取得価額は55円（ただし、(注) 7. (5) ⑧による調整を受ける。）。

(4) 当銀行は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第Ⅲ種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。

6. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、および株券の売買に

関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めはありません。

7. 第Ⅲ種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) 第Ⅲ種優先配当金

① 第Ⅲ種優先配当金

当銀行は、定款第48条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された第Ⅲ種優先株式を有する株主（以下「第Ⅲ種優先株主」という。）または第Ⅲ種優先株式の登録株式質権者（以下「第Ⅲ種優先登録株式質権者」という。）に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された当銀行の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第Ⅲ種優先株式1株につき、第Ⅲ種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第Ⅲ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当年率（以下「第Ⅲ種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下「第Ⅲ種優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度において第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定める第Ⅲ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 第Ⅲ種優先配当年率

平成22年3月31日に終了する事業年度に係る第Ⅲ種優先配当年率

第Ⅲ種優先配当年率＝初年度第Ⅲ種優先配当金÷第Ⅲ種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第Ⅲ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度第Ⅲ種優先配当金」とは、第Ⅲ種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第Ⅲ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、第Ⅲ種優先株式の発行決議日を第Ⅲ種優先配当年率決定日として算出する。）に1.15%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、183/365を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）とする。

平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第Ⅲ種優先配当年率

第Ⅲ種優先配当年率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）＋1.15%

なお、平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第Ⅲ種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「第Ⅲ種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、第Ⅲ種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、第Ⅲ種優先配当年率は8%とする。

③ 非累積条項

ある事業年度において第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が第Ⅲ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録株式質権者に対しては、第Ⅲ種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行がする新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) 第Ⅲ種優先中間配当金

当銀行は、定款第49条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第Ⅲ種優先株式1株当たり、各事業年度における優先配当金の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「第Ⅲ種優先中間配当金」という。）を行う。

(3) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当銀行の残余財産を分配するときは、第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第Ⅲ種優先株式1株につき、第Ⅲ種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第Ⅲ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過第Ⅲ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過第Ⅲ種優先配当金相当額

第Ⅲ種優先株式1株当たりの経過第Ⅲ種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第Ⅲ種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録株式質権者に対して第Ⅲ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

第Ⅲ種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第Ⅲ種優先株主は、定時株主総会に第Ⅲ種優先配当金の額全部（第Ⅲ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第Ⅲ種優先配当金額全部（第Ⅲ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、第Ⅲ種優先配当金の額全部（第Ⅲ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

第Ⅲ種優先株主は、下記②に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して、自己の有する第Ⅲ種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、第Ⅲ種優先株主がかかる取得の請求をした第Ⅲ種優先株式を取得すると引換えに、下記③に定める財産を当該第Ⅲ種優先株主に対して交付するものとする。

② 取得を請求することができる期間

平成22年10月1日から平成36年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第Ⅲ種優先株式の取得と引換えに、第Ⅲ種優先株主が取得の請求をした第Ⅲ種優先株式数に第Ⅲ種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第Ⅲ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第Ⅲ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

普通株式1株当たりの取得価額（以下「取得価額」という）は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最大の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤ 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥ 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦ 下限取得価額

下限取得価額は55円（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧ 取得価額の調整

イ. 第三種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(A) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。））、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。））が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ. に定義する意味を有する。以下本(C)、下記(D)および(E)ならびに下記ハ. (D)において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(D) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ. またはロ. と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日前に上記(C)または本(D)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合
- 調整係数は1とする。
- ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合
- 調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
- 調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C)または(D)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E)による調整は行わない。
- (F) 株式の併合をする場合
- 調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ. (A)ないし(F)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ. (A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。
- (B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (A)ないし(C)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (D) (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (D) (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ. (C)または(D)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (A)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ. (B)および(F)の場合には0円、上記イ. (C)ないし(E)の場合には価額（ただし、(D)の場合は修正価額）とする。
- ニ. 上記イ. (C)ないし(E)および上記ハ. (D)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ. (E)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (C)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ. (A)ないし(C)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場

合には、上記イ、(A)ないし(C)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト。取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

⑨ 合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（下記(7)②に定める一斉取得価額を含む。以下本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩ 取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

⑪ 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第Ⅲ種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかる第Ⅲ種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産を第Ⅲ種優先株主に対して交付するものとする。なお、第Ⅲ種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(5)①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第Ⅲ種優先株式の取得と引換えに、第Ⅲ種優先株式1株につき、第Ⅲ種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第Ⅲ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第Ⅲ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(3)③に定める経過第Ⅲ種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第Ⅲ種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得

① 普通株式を対価とする一斉取得

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第Ⅲ種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる第Ⅲ種優先株式を取得するのと引換えに、各第Ⅲ種優先株主に対し、その有する第Ⅲ種優先株式数に第Ⅲ種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第Ⅲ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。

第Ⅲ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(8) 株式の分割または合併および株式無償割当て

① 分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第Ⅲ種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第Ⅲ種優先株式の種類ごとに、当該種類の

株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(9) 法令変更等

法令の変更等に伴い第Ⅲ種優先株式発行要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(10) その他

第Ⅲ種優先株式発行要項各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(11) 単元株式数

100株

(なお、当銀行の単元株式数は、全部の種類株式について、100株である。)

(12) 会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定め

該当事項なし

(13) 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定款の定め

当銀行は、第Ⅲ種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当銀行における標準となる株式であるが、第Ⅲ種優先株式を有する株主は、上記(4)に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、第Ⅲ種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。

8. 種類株主総会の決議

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはしておりません。

9. 第Ⅲ種優先株式は、定款の定めに基づき、上記に記載のとおり普通株式と議決権に差異を有しております。

これは、当銀行が資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とすることを目的とするものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第Ⅲ種優先株式

	中間会計期間 (平成24年4月1日から 平成24年9月30日まで)
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年9月28日	(普通株式) △16 (第Ⅲ種優先 株式) —	(普通株式) 129,697 (第Ⅲ種優先 株式) 100,000	—	17,700,000	—	15,641,423

(注) 平成24年9月28日に自己株式16,948株の消却を実施しております。

## (6) 【大株主の状況】

## 所有株式数別

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	100,000	43.53
きらやか銀行行員持株会	山形県山形市旅籠町三丁目2番3号	5,567	2.42
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	3,589	1.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,067	1.33
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	3,000	1.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,964	1.29
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	1,404	0.61
高橋 明	山形県山形市	1,079	0.46
株式会社大光銀行	新潟県長岡市大手通一丁目5番6号	1,044	0.45
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	1,017	0.44
計	—	122,734	53.43

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 3,067千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 2,964千株



所有議決権数別

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
きらやか銀行行員持株会	山形県山形市旅籠町三丁目2番3号	55,676	4.29
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	35,894	2.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	30,670	2.36
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	30,004	2.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	29,648	2.28
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	14,045	1.08
高橋 明	山形県山形市	10,795	0.83
株式会社大光銀行	新潟県長岡市大手通一丁目5番6号	10,442	0.80
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	10,174	0.78
株式会社南日本銀行	鹿児島県鹿児島市山下町1番1号	8,620	0.66
計	—	235,968	18.22

(注) 上記所有株式数別に記載しております株式会社整理回収機構所有の第Ⅲ種優先株式は、議決権を有していません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第Ⅲ種優先株式 100,000,000	—	(注)
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 129,498,200	1,294,982	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式(単元株式数100)
単元未満株式	普通株式 199,134	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
発行済株式総数	229,697,334	—	—
総株主の議決権	—	1,294,982	—

(注) 優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「②発行済株式」の「内容」に記載しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成24年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	116	97	100	98	94	110
最低(円)	88	76	78	78	73	83

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

2. 平成24年9月26日に上場廃止となっておりますので、最終取引日である平成24年9月25日までの株価について記載しております。

第Ⅲ種優先株式

第Ⅲ種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】  
 (1) 【中間連結財務諸表】  
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	※7 27,563	※7 29,516
コールローン及び買入手形	12,200	46,900
商品有価証券	227	229
有価証券	※1, ※7, ※13 282,059	※1, ※7, ※13 310,133
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 927,780	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 933,366
外国為替	533	533
その他資産	※7 7,182	※7 9,510
有形固定資産	※9, ※10 16,708	※9, ※10 16,882
無形固定資産	835	721
繰延税金資産	5,076	5,129
支払承諾見返	6,979	6,710
貸倒引当金	△16,652	△16,740
資産の部合計	1,270,494	1,342,893
<b>負債の部</b>		
預金	※7 1,165,419	※7 1,253,845
譲渡性預金	8,220	5,303
コールマネー及び売渡手形	※7 10,000	—
借入金	※7, ※11 9,640	※7, ※11 6,220
外国為替	15	17
社債	※12 5,800	※12 5,800
その他負債	5,808	5,974
退職給付引当金	3,603	3,539
利息返還損失引当金	4	3
睡眠預金払戻損失引当金	263	197
繰延税金負債	77	27
再評価に係る繰延税金負債	※9 2,287	※9 2,282
支払承諾	6,979	6,710
負債の部合計	1,218,118	1,289,921
<b>純資産の部</b>		
資本金	17,700	17,700
資本剰余金	22,986	22,984
利益剰余金	7,602	8,057
自己株式	△1	—
株主資本合計	48,286	48,742
その他有価証券評価差額金	△75	△906
土地再評価差額金	※9 3,977	※9 3,968
その他の包括利益累計額合計	3,901	3,062
少数株主持分	186	1,167
純資産の部合計	52,375	52,971
負債及び純資産の部合計	1,270,494	1,342,893

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】  
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
経常収益	12,718	13,233
資金運用収益	10,778	10,642
(うち貸出金利息)	9,317	8,943
(うち有価証券利息配当金)	1,430	1,663
役務取引等収益	1,662	1,573
その他業務収益	131	731
その他経常収益	※1 146	※1 286
経常費用	11,629	12,388
資金調達費用	1,029	970
(うち預金利息)	888	819
役務取引等費用	866	830
その他業務費用	153	575
営業経費	8,650	8,408
その他経常費用	※2 928	※2 1,602
経常利益	1,089	845
特別利益	139	2
固定資産処分益	8	2
貸倒引当金戻入益	※3 128	—
その他の特別利益	1	—
特別損失	47	13
固定資産処分損	16	3
減損損失	※4 31	※4 9
税金等調整前中間純利益	1,180	834
法人税、住民税及び事業税	20	70
法人税等調整額	36	△57
法人税等合計	57	12
少数株主損益調整前中間純利益	1,122	821
少数株主利益	1	17
中間純利益	1,121	803

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)
少数株主損益調整前中間純利益	1,122	821
その他の包括利益	△1,451	△869
その他有価証券評価差額金	△1,451	△869
中間包括利益	△329	△48
親会社株主に係る中間包括利益	△338	△27
少数株主に係る中間包括利益	9	△20

## ③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	17,700	17,700
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	17,700	17,700
<b>資本剰余金</b>		
当期首残高	22,986	22,986
当中間期変動額		
自己株式の処分	—	0
自己株式の消却	—	△1
当中間期変動額合計	—	△1
当中間期末残高	22,986	22,984
<b>利益剰余金</b>		
当期首残高	6,594	7,602
当中間期変動額		
剰余金の配当	△367	△356
中間純利益	1,121	803
土地再評価差額金の取崩	15	8
当中間期変動額合計	769	455
当中間期末残高	7,364	8,057
<b>自己株式</b>		
当期首残高	△1	△1
当中間期変動額		
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	—	0
自己株式の消却	—	1
当中間期変動額合計	△0	1
当中間期末残高	△1	—
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	47,279	48,286
当中間期変動額		
剰余金の配当	△367	△356
中間純利益	1,121	803
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	—	0
自己株式の消却	—	—
土地再評価差額金の取崩	15	8
当中間期変動額合計	769	455
当中間期末残高	48,049	48,742

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△473	△75
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,460	△831
当中間期変動額合計	△1,460	△831
当中間期末残高	△1,934	△906
土地再評価差額金		
当期首残高	3,803	3,977
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△15	△8
当中間期変動額合計	△15	△8
当中間期末残高	3,787	3,968
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,329	3,901
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,476	△839
当中間期変動額合計	△1,476	△839
当中間期末残高	1,853	3,062
少数株主持分		
当期首残高	141	186
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	9	980
当中間期変動額合計	9	980
当中間期末残高	151	1,167
純資産合計		
当期首残高	50,750	52,375
当中間期変動額		
剰余金の配当	△367	△356
中間純利益	1,121	803
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	—	0
土地再評価差額金の取崩	15	8
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,466	140
当中間期変動額合計	△696	596
当中間期末残高	50,053	52,971



## ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	1,180	834
減価償却費	706	442
減損損失	31	9
のれん償却額	△2	—
持分法による投資損益 (△は益)	△15	△21
貸倒引当金の増減 (△)	△1,385	88
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△19	△63
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△128	—
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△66	△66
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	△2	△1
資金運用収益	△10,778	△10,642
資金調達費用	1,029	970
有価証券関係損益 (△)	510	38
固定資産処分損益 (△は益)	7	1
貸出金の純増 (△) 減	△10,391	△5,574
預金の純増減 (△)	65,537	88,426
譲渡性預金の純増減 (△)	△5,650	△2,917
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	7,100	△3,420
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	6	△809
コールローン等の純増 (△) 減	△1,000	△34,700
コールマネー等の純増減 (△)	—	△10,000
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△60	0
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△11	1
資金運用による収入	10,862	10,712
資金調達による支出	△1,099	△720
その他	769	529
小計	57,131	33,117
法人税等の支払額	△55	△92
営業活動によるキャッシュ・フロー	57,075	33,024
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△116,631	△134,899
有価証券の売却による収入	64,322	96,116
有価証券の償還による収入	7,319	6,722
有形固定資産の取得による支出	△82	△446
有形固定資産の売却による収入	39	5
無形固定資産の取得による支出	△9	△18
無形固定資産の売却による収入	0	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△45,041	△32,521

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
少数株主からの払込みによる収入	—	1,000
リース債務の返済による支出	—	△4
配当金の支払額	△367	△356
自己株式の取得による支出	△0	△0
自己株式の処分による収入	—	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△367	639
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	11,666	1,143
現金及び現金同等物の期首残高	32,361	26,809
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 44,027	※1 27,952

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
(1) 連結子会社 4社 会社名 ・きらやかカード株式会社 ・きらやかキャピタル株式会社 ・きらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社 ・山形ビジネスサービス株式会社	
(2) 非連結子会社 0社	

2. 持分法の適用に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
(1) 持分法適用の非連結子会社	0社
(2) 持分法適用の関連会社 会社名 ・株式会社東北バンキングシステムズ ・株式会社富士通山形インフォテクノ	2社
(3) 持分法非適用の非連結子会社	0社
(4) 持分法非適用の関連会社	0社

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。	
9月末日	4社

#### 4. 会計処理基準に関する事項

<p>当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)</p>
<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。</p>
<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>
<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>
<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 15年～50年 その他 : 3年～6年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)により償却しております。 (会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当行及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる損益に与える影響額は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>
<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,265百万円(前連結会計年度末は8,215百万円)であります。</p>

<p>当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)</p>
<p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。</p>
<p>(6) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、連結子会社の一部において、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。 なお、当中間連結会計期間は、支給見込額が零であるため計上しておりません。</p>
<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(3,546百万円)(代行返上後)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>
<p>(8) 利息返還損失引当金の計上基準 クレジットカード業を営む連結子会社において、債務者等からの利息制限法の上限金利を超過して支払った利息の返還請求に備えるため、利息返還損失引当金を計上しております。</p>
<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>
<p>(10) 受取保証料(役務取引等収益)の計上基準 クレジットカード業を営む連結子会社における受取保証料(役務取引等収益)については、中間連結会計期間末における被保証債務残高が全額期限前弁済されると仮定した場合に返戻を要する保証料額(契約に基づく金額)を、受取保証料の総額から除いた額を収益として計上する方法を採用しております。</p>
<p>(11) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債はありません。</p>
<p>(12) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>

<p>当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)</p>
<p>(13) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別契約ごとに特定し、有効性の評価をしております。</p> <p>また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>連結子会社は、ヘッジ会計を適用しておりません。</p>
<p>(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>
<p>(15) 消費税等の会計処理</p> <p>当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

【追加情報】

<p>当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)</p>
<p>(自己株式(第Ⅲ種優先株式)の取得・消却について)</p> <p>当行は、平成24年9月14日開催の取締役会において、金融機能の強化のための特別措置に関する法律(以下「金融機能強化法」といいます。)に基づき、株式会社整理回収機構にお引受け頂いております当行第Ⅲ種優先株式の全部について、会社法第459条第1項第1号の規定による当行定款に基づく取得及び同法第178条に基づく消却を行うことを決議いたしました。</p> <p>なお、当行は、平成24年10月1日に株式会社仙台銀行と共同持株会社を設立したことから、当行の完全親会社である「株式会社じもとホールディングス」(以下「じもとホールディングス」といいます。)が当行第Ⅲ種優先株式の株主となりました。したがって、当行が実施する当行第Ⅲ種優先株式の取得は、じもとホールディングスが全株保有する当行第Ⅲ種優先株式を対象とすることとなります。</p> <p>(第三者割当による優先株式発行について)</p> <p>当行は、金融機能強化法附則第9条第1項に基づき、じもとホールディングスの発行する株式の引受けに係る申込みを行っていましたが、平成24年9月13日、金融庁において、かかる株式の引受けが決定され、また、かかる決定を受けて、平成24年9月14日開催の当行取締役会において、じもとホールディングスに対する当行第Ⅳ種優先株式(200億円)及び当行第Ⅴ種優先株式(100億円)の発行を決議いたしました。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

※ 1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
株式	86百万円	86百万円
出資金	－百万円	－百万円

※ 2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
破綻先債権額	1,878百万円	1,379百万円
延滞債権額	43,732百万円	41,341百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※ 3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	－百万円	－百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※ 4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
貸出条件緩和債権額	4,091百万円	4,339百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
合計額	49,702百万円	47,060百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
	11,656百万円	10,894百万円

※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
担保に供している資産		
現金預け金	5百万円	5百万円
有価証券	31,823 "	20,133 "
計	31,828 "	20,139 "
担保に対応する債務		
預金	587 "	1,051 "
コールマネー及び売渡手形	10,000 "	— "
借入金	9,340 "	5,920 "

上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
有価証券	15,151百万円	13,971百万円

また、その他資産には保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
保証金	572百万円	542百万円

※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
融資未実行残高	87,565百万円	83,328百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	66,982百万円	64,286百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。



※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
6,216百万円	6,212百万円

※10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
減価償却累計額	18,320百万円	18,540百万円

※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
劣後特約付借入金	300百万円	300百万円

※12. 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
劣後特約付社債	5,800百万円	5,800百万円

※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
9,205百万円	9,924百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
貸倒引当金戻入益	41百万円	貸倒引当金戻入益	一百万円
償却債権取立益	37百万円	償却債権取立益	127百万円
株式等売却益	0百万円	株式等売却益	103百万円

※2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
貸出金償却	259百万円	貸出金償却	72百万円
貸倒引当金繰入額	一百万円	貸倒引当金繰入額	689百万円
株式等売却損	64百万円	株式等売却損	72百万円
株式等償却	411百万円	株式等償却	212百万円
債権売却損	一百万円	債権売却損	371百万円

※3. 特別利益に計上した貸倒引当金戻入益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
貸倒引当金戻入益 (うち東日本大震災 の影響による貸倒引 当金の戻入益)	128百万円 (128百万円)	貸倒引当金戻入益 (うち東日本大震災 の影響による貸倒引 当金の戻入益)	一百万円 (一百万円)

※4. 減損損失

当中間連結会計期間において、当行グループが保有する以下の資産について使用目的を変更すること及び使用を中止又は中止を予定したこと等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、以下の資産について減損損失を計上しております。

営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分(エリアに属する店舗グループ、エリアに属さないそれぞれの店舗)ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。正味売却価額は、不動産鑑定評価書又は地価公示法により公示された価格等に基づいて時価の算定を行っております。

前中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
遊休	土地	山形県	12
遊休	建物	山形県	0
遊休	土地	新潟県	0
遊休	建物	東京都	17
合計			31

当中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
遊休	土地	山形県	7
遊休	建物	山形県	1
遊休	その他	山形県	0
遊休	その他	新潟県	0
合計			9

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	129,714	—	—	129,714	
第Ⅲ種優先株式	100,000	—	—	100,000	
合計	229,714	—	—	229,714	
自己株式					
普通株式	16	0	—	16	(注)
合計	16	0	—	16	

(注) 単元未満株式の買取請求による増加 0千株  
単元未満株式の買増(売渡)請求による減少 一千株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	194	1.50	平成23年3月31日	平成23年6月29日
	第Ⅲ種優先株式	173	1.73	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年11月9日 取締役会	普通株式	194	利益剰余金	1.50	平成23年9月30日	平成23年12月9日
	第Ⅲ種優先 株式	162	利益剰余金	1.62	平成23年9月30日	平成23年12月9日

当中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	129,714	—	16	129,697	(注1)
第Ⅲ種優先株式	100,000	—	—	100,000	
合計	229,714	—	16	229,697	
自己株式					
普通株式	16	0	17	—	(注1)(注2)
合計	16	0	17	—	

(注1) 自己株式の消却による減少 16千株

(注2) 単元未満株式の買取請求による増加 0千株

単元未満株式の買増(売渡)請求による減少 0千株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	194	1.50	平成24年3月31日	平成24年6月27日
	第Ⅲ種優先株式	162	1.62	平成24年3月31日	平成24年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年11月13日 取締役会	普通株式	194	利益剰余金	1.50	平成24年9月30日	平成24年12月7日
	第Ⅲ種優先 株式	161	利益剰余金	1.61	平成24年9月30日	平成24年12月7日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
現金預け金勘定	44,683百万円	29,516百万円
当座預け金	△213 "	△581 "
普通預け金	△378 "	△892 "
定期預け金	△0 "	△0 "
その他	△62 "	△89 "
現金及び現金同等物	44,027 "	27,952 "

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

連結子会社における設備(車両運搬具)であります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	1,642	1,433	209
無形固定資産	695	616	78
合計	2,338	2,049	288

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間連結会計期間末残高相当額
有形固定資産	823	731	91
無形固定資産	327	296	30
合計	1,150	1,027	122

② 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年 9月30日)
1年内	286	125
1年超	35	14
合 計	322	139

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
支払リース料	258	188
減価償却費相当額	227	165
支払利息相当額	14	5

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引は重要性に乏しいので記載は省略しております。

## (金融商品関係)

## 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

前連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金預け金	27,563	27,563	—
(2)コールローン及び買入手形	12,200	12,200	—
(3)有価証券			
満期保有目的の債券	4,965	5,004	38
その他有価証券	275,872	275,872	—
(4)貸出金	927,780		
貸倒引当金(※1)	△15,628		
	912,152	918,082	5,929
資産計	1,232,753	1,238,722	5,968
(1)預金	1,165,419	1,166,044	625
(2)譲渡性預金	8,220	8,221	1
(3)コールマネー及び売渡手形	10,000	10,000	—
(4)借入金	9,640	9,637	△2
(5)社債	5,800	5,749	△50
負債計	1,199,079	1,199,653	574
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	0	0	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(※3) 「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目として記載を省略している科目は以下のとおりです。  
 資産の部に計上されている科目で記載を省略した科目  
 「商品有価証券」、「外国為替」及び「支払承諾見返」  
 負債の部に計上されている科目で記載を省略した科目  
 「外国為替」及び「支払承諾」



当中間連結会計期間（平成24年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	29,516	29,516	—
(2)コールローン及び買入手形	46,900	46,900	—
(3)有価証券			
満期保有目的の債券	3,971	4,001	30
その他有価証券	304,971	304,971	—
(4)貸出金	933,366		
貸倒引当金(※1)	△15,920		
	917,446	926,577	9,131
資産計	1,302,805	1,311,967	9,161
(1)預金	1,253,845	1,254,636	791
(2)譲渡性預金	5,303	5,304	1
(3)コールマネー及び売渡手形	—	—	—
(4)借入金	6,220	6,223	3
(5)社債	5,800	5,858	58
負債計	1,271,168	1,272,022	854
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) 「中間連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目として記載を省略している科目は以下のとおりです。

資産の部に計上されている科目で記載を省略した科目  
「商品有価証券」、「外国為替」及び「支払承諾見返」  
負債の部に計上されている科目で記載を省略した科目  
「外国為替」及び「支払承諾」

(注1)金融商品の時価の算定方法

## 資 産

### (1) 現金預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（1週間以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は実質貸出金と同様とみなせるため、内部格付に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

(追加情報)

前連結会計年度

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は1,072百万円増加、「その他有価証券評価差金」は1,072百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティを価格決定変数とし、将来のキャッシュ・フローを想定し、算定した現在価値であります。

当中間連結会計期間

当中間連結会計期間末において変動利付国債は保有しておりません。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は「(有価証券関係)」に記載しております。

### (4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、経済・金融に関する情報サービス業者等から提示された価格を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日(連結決算日)における中間連結貸借対照表価額(連結貸借対照表価額)から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

### (3) コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間（1週間以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (4) 借入金

借入金のうち、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、劣後特約付借入金の時価は、経済・金融に関する情報サービス業者等から提示された価格を基礎に時価を算定しております。

### (5) 社債

当行の発行する社債の時価は、経済・金融に関する情報サービス業者等から提示された価格を基礎に時価を算定しております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（3）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
①非上場株式(※1)(※2)	1,125	1,104
②非公募転換社債(※3)	10	—
合計	1,136	1,104

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 前連結会計年度において、非上場株式について21百万円減損処理を行っております。当中間連結会計期間において、非上場株式について2百万円減損処理を行っております。

(※3) 非公募転換社債については、市場価格がなく、転換権を行使した場合の非上場株式の時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

※1. 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」について記載しております。

※2. 「子会社及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対 照表計上額を超え るもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	3,965	4,085	120
	その他	—	—	—
	小計	3,965	4,085	120
時価が連結貸借対 照表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	1,000	918	△81
	小計	1,000	918	△81
合計		4,965	5,004	38

当中間連結会計期間(平成24年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸 借対照表計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,971	3,071	99
	その他	—	—	—
	小計	2,971	3,071	99
時価が中間連結貸 借対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	1,000	930	△69
	小計	1,000	930	△69
合計		3,971	4,001	30

## 2. その他有価証券

前連結会計年度（平成24年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,054	1,011	1,042
	債券	191,450	189,641	1,808
	国債	89,311	88,288	1,023
	地方債	23,992	23,791	200
	社債	78,146	77,561	584
	その他	29,785	29,367	417
	小計	223,289	220,020	3,269
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,381	4,314	△932
	債券	22,599	22,769	△170
	国債	—	—	—
	地方債	2,956	2,961	△5
	社債	19,642	19,808	△165
	その他	26,601	28,705	△2,103
	小計	52,582	55,789	△3,207
合計		275,872	275,810	62

当中間連結会計期間（平成24年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,275	808	467
	債券	232,916	230,229	2,687
	国債	89,883	89,207	676
	地方債	29,489	28,966	523
	社債	113,543	112,055	1,487
	その他	32,555	32,152	403
	小計	266,747	263,189	3,558
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,837	3,845	△1,007
	債券	16,082	16,143	△61
	国債	1,060	1,060	△0
	地方債	1,355	1,357	△2
	社債	13,666	13,725	△58
	その他	19,303	22,649	△3,346
	小計	38,223	42,638	△4,415
合計		304,971	305,828	△857

## 3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、198百万円（うち株式198百万円）であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、265百万円（うち株式210百万円、その他54百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について中間連結会計期間末日（連結会計年度末日）における時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合はすべて実施しており、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業績や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日現在)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	62
その他有価証券	62
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債)	△77
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△15
(△)少数株主持分相当額	△60
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△75

当中間連結会計期間(平成24年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	
その他有価証券	△857
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債)	△27
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△884
(△)少数株主持分相当額	△21
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△906

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日現在)

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	28	—	0	0
	買建	39	—	0	0
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日現在)

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日現在)

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日現在)

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日現在)

該当事項はありません。



(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）  
該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）  
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
期首残高	115 百万円	102 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	6 百万円	— 百万円
時の経過による調整額	1 百万円	0 百万円
資産除去債務の義務の消滅による減少額	— 百万円	△4 百万円
資産除去債務の履行による減少額	△21 百万円	— 百万円
期末残高	102 百万円	98 百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、主として国内において、きらやか銀行が行う銀行業を中心に、連結子会社においてクレジットカード業務及びベンチャーキャピタル業務等の金融サービス業を行っております。

当行グループは、中核事業である「銀行業」を報告セグメントにしております。なお、「銀行業」には、当行及び債権回収等を行っている連結子会社を集約しております。また、連結子会社の行うそれぞれの金融サービス業務は、その金額の全体に対する重要性を考慮し「その他」に含めております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は経常利益であります。また、セグメント間の内部経常収益は、第三者取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント		その他	合計
	銀行業	計		
経常収益				
外部顧客に対する経常収益	12,317	12,317	531	12,848
セグメント間の内部経常収益	32	32	274	307
計	12,350	12,350	806	13,156
セグメント利益	980	980	114	1,095
セグメント資産	1,276,663	1,276,663	99,325	1,375,989
セグメント負債	1,226,840	1,226,840	98,000	1,324,840
その他の項目				
減価償却費	700	700	4	705
資金運用収益	10,686	10,686	116	10,803
資金調達費用	1,027	1,027	2	1,030
特別利益	137	137	1	139
(固定資産処分益)	(6)	(6)	—	(6)
(貸倒引当金戻入益)	(128)	(128)	—	(128)
特別損失	47	47	—	47
(固定資産処分損)	(16)	(16)	—	(16)
(減損損失)	(31)	(31)	—	(31)
税金費用	12	12	45	57
持分法適用会社への投資額	17	17	—	17
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	90	90	1	91

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。  
 2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、ベンチャーキャピタル業及び事務受託業を含んでおります。

当中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント		その他	合計
	銀行業	計		
経常収益				
外部顧客に対する経常収益	12,894	12,894	409	13,303
セグメント間の内部経常収益	79	79	276	355
計	12,974	12,974	685	13,659
セグメント利益	761	761	129	890
セグメント資産	1,342,042	1,342,042	91,001	1,433,043
セグメント負債	1,289,312	1,289,312	89,683	1,378,996
その他の項目				
減価償却費	434	434	7	441
資金運用収益	10,612	10,612	98	10,710
資金調達費用	967	967	5	972
特別利益	—	—	—	—
特別損失	13	13	—	13
(固定資産処分損)	(3)	(3)	—	(3)
(減損損失)	(9)	(9)	—	(9)
税金費用	△34	△34	47	12
持分法適用会社への投資額	17	17	—	17
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	461	461	4	465

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。  
 2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、ベンチャーキャピタル業及び事務受託業を含んでおります。

4. 報告セグメントの合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(1) 報告セグメントの経常収益の合計額と中間連結損益計算書の経常収益計上額

(単位：百万円)

経常収益	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	12,350	12,974
「その他」の区分の経常収益	806	685
セグメント間取引消去	△307	△355
負ののれんの償却額	2	—
持分法投資利益	15	21
持分法適用会社からの配当金の控除	△12	△12
貸倒引当金戻入益の調整	△136	△69
その他の調整額		
個別財務諸表の組替	1	△10
中間連結損益計算書の経常収益	12,718	13,233

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

(2) 報告セグメントの利益の合計額と中間連結損益計算書の経常利益計上額

(単位：百万円)

利益	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	980	761
「その他」の区分の利益	114	129
セグメント間取引消去	△11	△54
負ののれんの償却額	2	—
持分法投資利益	15	21
持分法適用会社からの配当金の控除	△12	△12
貸倒引当金の調整	△0	△0
その他の調整額		
個別財務諸表の組替	1	—
未実現利益の実現	△1	△0
中間連結損益計算書の経常利益	1,089	845

## (3) 報告セグメントの資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額

(単位：百万円)

資産	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	1,276,663	1,342,042
「その他」の区分の資産	99,325	91,001
投資と資本の消去	△963	△963
持分法適用会社からの配当金の控除	△55	△66
持分法適用会社との連結上の処理	△66	△34
債権債務の消去	△97,244	△89,074
固定資産未実現損益調整	△9	△11
中間連結貸借対照表の資産合計	1,277,650	1,342,893

## (4) 報告セグメントの負債の合計額と中間連結貸借対照表の負債計上額

(単位：百万円)

負債	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	1,226,840	1,289,312
「その他」の区分の負債	98,000	89,683
投資と資本の消去	0	—
債権債務の消去	△97,244	△89,074
中間連結貸借対照表の負債合計	1,227,596	1,289,921

## (5) 報告セグメントのその他の項目の合計額と当該項目に相当する科目の中間連結財務諸表計上額

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		中間連結財務諸表計上額	
	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
減価償却費	700	434	4	7	1	0	706	442
資金運用収益	10,686	10,612	116	98	△24	△68	10,778	10,642
資金調達費用	1,027	967	2	5	△0	△2	1,029	970
特別利益	137	—	1	—	0	2	139	2
(固定資産処分益)	(6)	—	—	—	(2)	(2)	(8)	(2)
(貸倒引当金戻入益)	(128)	—	—	—	—	—	(128)	—
特別損失	47	13	—	—	—	—	47	13
(固定資産処分損)	(16)	(3)	—	—	—	—	(16)	(3)
(減損損失)	(31)	(9)	—	—	—	—	(31)	(9)
税金費用	12	△34	45	47	△0	△0	57	12
持分法適用会社への投資額	17	17	—	—	59	69	76	86
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	90	461	1	4	—	—	91	465

## 【関連情報】

前中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

### 1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	9,317	1,549	1,851	12,718

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありません。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

### 1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	8,943	2,485	1,804	13,233

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありません。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント		その他	合計
	銀行業	計		
減損損失	31	31	—	31

当中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント		その他	合計
	銀行業	計		
減損損失	9	9	—	9

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
1株当たり純資産額	円	246.93	243.98

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
純資産の部の合計額(百万円)	52,375	52,971
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	20,348	21,328
(うち少数株主持分)	186	1,167
(うち優先株式発行金額)	20,000	20,000
(うち定時株主総会決議による優先配当額)	162	—
(うち中間優先配当額)	—	161
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	32,026	31,643
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	129,697	129,697



2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	7.39	4.95
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	1,121	803
普通株主に帰属しない金額	百万円	162	161
うち中間優先配当額	百万円	162	161
普通株式に係る中間純利益	百万円	959	642
普通株式の期中平均株式数	千株	129,698	129,697
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	2.70	2.27
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	162	161
うち中間優先配当額	百万円	162	161
普通株式増加数	千株	285,714	224,113
うち優先株式	千株	285,714	224,113
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要			

(重要な後発事象)

平成24年6月26日開催の定時株主総会及び種類株主総会において、当行及び株式会社仙台銀行が共同して株式移転により完全親会社「株式会社じもとホールディングス」を設立することが承認可決され、平成24年10月1日に同社が設立されました。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】  
 (1) 【中間財務諸表】  
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	※7 27,563	※7 29,516
コールローン	12,200	46,900
商品有価証券	227	229
有価証券	※1, ※7, ※13 282,652	※1, ※7, ※13 315,719
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 926,593	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 920,601
外国為替	533	533
その他資産	5,906	8,239
その他の資産	※7 5,906	※7 8,239
有形固定資産	※9, ※10 16,682	※9, ※10 16,850
無形固定資産	825	709
繰延税金資産	4,769	4,859
支払承諾見返	6,979	6,710
貸倒引当金	△15,347	△6,716
投資損失引当金	—	△570
資産の部合計	1,269,586	1,343,582
<b>負債の部</b>		
預金	※7 1,166,270	※7 1,257,109
譲渡性預金	8,220	5,303
コールマネー	※7 10,000	—
借入金	※7, ※11 9,640	※7, ※11 6,220
外国為替	15	17
社債	※12 5,800	※12 5,800
その他負債	4,479	4,746
未払法人税等	101	87
資産除去債務	102	98
その他の負債	4,275	4,560
退職給付引当金	3,541	3,482
睡眠預金払戻損失引当金	263	197
再評価に係る繰延税金負債	※9 2,287	※9 2,282
支払承諾	6,979	6,710
負債の部合計	1,217,498	1,291,869

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
純資産の部		
資本金	17,700	17,700
資本剰余金	24,178	24,176
資本準備金	15,641	15,641
その他資本剰余金	8,536	8,535
利益剰余金	6,382	6,800
利益準備金	307	378
その他利益剰余金	6,075	6,421
繰越利益剰余金	6,075	6,421
自己株式	△1	—
株主資本合計	48,259	48,676
その他有価証券評価差額金	△149	△933
土地再評価差額金	※9 3,977	※9 3,968
評価・換算差額等合計	3,828	3,035
純資産の部合計	52,087	51,712
負債及び純資産の部合計	1,269,586	1,343,582

## ②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
経常収益	12,350	12,913
資金運用収益	10,686	10,545
(うち貸出金利息)	9,204	8,784
(うち有価証券利息配当金)	1,451	1,725
役務取引等収益	1,442	1,366
その他業務収益	125	721
その他経常収益	※1 95	※1 280
経常費用	11,369	12,170
資金調達費用	1,027	967
(うち預金利息)	888	819
役務取引等費用	836	802
その他業務費用	153	575
営業経費	※2 8,482	※2 8,216
その他経常費用	※3 868	※3 1,607
経常利益	980	743
特別利益	137	—
固定資産処分益	6	—
貸倒引当金戻入益	※4 128	—
その他の特別利益	1	—
特別損失	47	13
固定資産処分損	16	3
減損損失	※5 31	※5 9
税引前中間純利益	1,069	730
法人税、住民税及び事業税	17	59
法人税等調整額	△5	△95
法人税等合計	12	△35
中間純利益	1,057	765

## ③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	17,700	17,700
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	17,700	17,700
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	15,641	15,641
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	15,641	15,641
<b>その他資本剰余金</b>		
当期首残高	8,536	8,536
当中間期変動額		
自己株式の処分	—	0
自己株式の消却	—	△1
当中間期変動額合計	—	△1
当中間期末残高	8,536	8,535
<b>資本剰余金合計</b>		
当期首残高	24,178	24,178
当中間期変動額		
自己株式の処分	—	0
自己株式の消却	—	△1
当中間期変動額合計	—	△1
当中間期末残高	24,178	24,176
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
当期首残高	162	307
当中間期変動額		
利益準備金の積立	73	71
当中間期変動額合計	73	71
当中間期末残高	235	378
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	5,254	6,075
当中間期変動額		
利益準備金の積立	△73	△71
剰余金の配当	△367	△356
中間純利益	1,057	765

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
土地再評価差額金の取崩	15	8
当中間期変動額合計	632	346
当中間期末残高	5,887	6,421
利益剰余金合計		
当期首残高	5,417	6,382
当中間期変動額		
利益準備金の積立	—	—
剰余金の配当	△367	△356
中間純利益	1,057	765
土地再評価差額金の取崩	15	8
当中間期変動額合計	705	417
当中間期末残高	6,123	6,800
自己株式		
当期首残高	△1	△1
当中間期変動額		
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	—	0
自己株式の消却	—	1
当中間期変動額合計	△0	1
当中間期末残高	△1	—
株主資本合計		
当期首残高	47,294	48,259
当中間期変動額		
剰余金の配当	△367	△356
中間純利益	1,057	765
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	—	0
自己株式の消却	—	—
土地再評価差額金の取崩	15	8
当中間期変動額合計	705	417
当中間期末残高	47,999	48,676

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△493	△149
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,470	△784
当中間期変動額合計	△1,470	△784
当中間期末残高	△1,963	△933
土地再評価差額金		
当期首残高	3,803	3,977
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△15	△8
当中間期変動額合計	△15	△8
当中間期末残高	3,787	3,968
評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,310	3,828
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,486	△792
当中間期変動額合計	△1,486	△792
当中間期末残高	1,823	3,035
純資産合計		
当期首残高	50,604	52,087
当中間期変動額		
剰余金の配当	△367	△356
中間純利益	1,057	765
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	—	0
土地再評価差額金の取崩	15	8
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,486	△792
当中間期変動額合計	△780	△375
当中間期末残高	49,823	51,712

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については、原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建 物：15年～50年 その他：3年～6年 (会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)</p> <p>当行は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これによる損益に与える影響額は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>
5. 繰延資産の処理方法	<p>株式交付費</p> <p>3年間の均等償却を行っており、年間償却見込額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p> <p>社債発行費</p> <p>社債発行費は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しており、年間償却見込額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p> <p>なお、繰延資産はその他資産に含めて計上しております。</p>



	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)</p>
<p>6. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,265百万円(前事業年度末は8,215百万円)であります。</p>
	<p>(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法による費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(3,546百万円)(代行返上後)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>
	<p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
9. ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別契約ごとに特定し、有効性の評価をしております。</p> <p>また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>
10. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>

【追加情報】

当中間会計期間  
(自 平成24年4月1日  
至 平成24年9月30日)

(自己株式(第Ⅲ種優先株式)の取得・消却について)

当行は、平成24年9月14日開催の取締役会において、金融機能の強化のための特別措置に関する法律(以下「金融機能強化法」といいます。)に基づき、株式会社整理回収機構にお引受け頂いております当行第Ⅲ種優先株式の全部について、会社法第459条第1項第1号の規定による当行定款に基づく取得及び同法第178条に基づく消却を行うことを決議いたしました。

なお、当行は、平成24年10月1日に株式会社仙台銀行と共同持株会社を設立したことから、当行の完全親会社である「株式会社じもとホールディングス」(以下「じもとホールディングス」といいます。)が当行第Ⅲ種優先株式の株主となりました。したがって、当行が実施する当行第Ⅲ種優先株式の取得は、じもとホールディングスが全株保有する当行第Ⅲ種優先株式を対象とすることとなります。

(第三者割当による優先株式発行について)

当行は、金融機能強化法附則第9条第1項に基づき、じもとホールディングスの発行する株式の引受けに係る申込みを行っていましたが、平成24年9月13日、金融庁において、かかる株式の引受けが決定され、また、かかる決定を受けて、平成24年9月14日開催の当行取締役会において、じもとホールディングスに対する当行第Ⅳ種優先株式(200億円)及び当行第Ⅴ種優先株式(100億円)の発行を決議いたしました。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当中間会計期間 (平成24年 9月30日)
株式 出資金	1,035百万円 －百万円	5,883百万円 －百万円

※ 2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当中間会計期間 (平成24年 9月30日)
破綻先債権額	1,812百万円	1,325百万円
延滞債権額	43,662百万円	29,843百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒債割を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※ 3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当中間会計期間 (平成24年 9月30日)
3カ月以上延滞債権額	－百万円	－百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※ 4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当中間会計期間 (平成24年 9月30日)
貸出条件緩和債権額	4,091百万円	4,339百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当中間会計期間 (平成24年 9月30日)
合計額	49,565百万円	35,508百万円

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
	11,656百万円	10,894百万円

※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
担保に供している資産		
現金預け金	5百万円	5百万円
有価証券	31,823 "	20,133 "
計	31,828 "	20,139 "
担保に対応する債務		
預金	587 "	1,051 "
コールマネー	10,000 "	— "
借入金	9,340 "	5,920 "

上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
有価証券	15,151百万円	13,971百万円

また、その他の資産には保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
保証金	572百万円	542百万円

※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
融資未実行残高	72,532百万円	68,657百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	62,803百万円	60,245百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- ※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
6,216百万円	6,212百万円

- ※10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
減価償却累計額	18,282百万円	18,496百万円

- ※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
劣後特約付借入金	300百万円	300百万円

- ※12. 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
劣後特約付社債	5,800百万円	5,800百万円

- ※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
9,205百万円	9,924百万円

(中間損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
償却債権取立益	37百万円	償却債権取立益 127百万円
株式等売却益	0百万円	株式等売却益 103百万円

※2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
有形固定資産	272百万円	252百万円
無形固定資産	423百万円	176百万円

※3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
貸出金償却	73百万円	貸出金償却 37百万円
貸倒引当金繰入額	136百万円	貸倒引当金繰入額 169百万円
株式等償却	410百万円	株式等償却 212百万円
株式等売却損	64百万円	株式等売却損 72百万円
債権売却損	－百万円	債権売却損 371百万円
投資損失引当金繰入額	－百万円	投資損失引当金繰入額 570百万円

※4. 特別利益に計上した貸倒引当金戻入益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
貸倒引当金戻入益 (うち東日本大震災 の影響による貸倒引 当金の戻入益)	128百万円 (128百万円)	貸倒引当金戻入益 (うち東日本大震災 の影響による貸倒引 当金の戻入益) 100百万円

※5. 減損損失

当中間会計期間において、当行が保有する以下の資産について使用目的を変更すること及び使用を中止又は中止を予定したこと等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、以下の資産について減損損失を計上しております。

営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分(エリアに属する店舗グループ、エリアに属さないそれぞれの店舗)ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。正味売却価額は、不動産鑑定評価書又は地価公示法により公示された価格等に基づいて時価の算定を行っております。

前中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
遊休	土地	山形県	12
遊休	建物	山形県	0
遊休	土地	新潟県	0
遊休	建物	東京都	17
合計			31

当中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
遊休	土地	山形県	7
遊休	建物	山形県	1
遊休	その他	山形県	0
遊休	その他	新潟県	0
合計			9



(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	16	0	—	16	(注)
合計	16	0	—	16	

(注) 単元未満株式の買取請求による増加 0千株  
単元未満株式の買増(売渡)請求による減少 ー千株

当中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	16	0	17	—	(注)
合計	16	0	17	—	

(注) 消却による減少 16千株  
単元未満株式の買取請求による増加 0千株  
単元未満株式の買増(売渡)請求による減少 0千株

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

当該リース契約の締結はありません。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度 (平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	1,628	1,422	205
無形固定資産	695	616	78
合 計	2,323	2,039	284

当中間会計期間 (平成24年9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間会計期間末 残高相当額
有形固定資産	811	722	89
無形固定資産	327	296	30
合 計	1,138	1,018	119

② 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
1年内	284	123
1年超	33	12
合 計	317	136

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
支払リース料	256	186
減価償却費相当額	226	164
支払利息相当額	14	5

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引は重要性に乏しいので記載は省略しております。

(有価証券関係)

子会社及び関連会社株式

前事業年度（平成24年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間会計期間（平成24年9月30日現在）

該当事項はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表（貸借対照表）計上額

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
子会社株式	1,018	5,865
関連会社株式	17	17
合計	1,035	5,883

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

当行は、平成24年3月23日開催の取締役会において、平成24年5月21日を効力発生日として、吸収分割により、当行事業再生部が所管する取引先の債権管理・再生支援・回収業務その他の関連業務の事業に関する権利義務等をきらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社（以下「本件子会社」という。）に承継させることを決議するとともに、同日付で吸収分割契約を締結していましたが、平成24年5月11日付で関係当局の認可を取得し、平成24年5月21日に本会社分割を実施いたしました。

1. 結合当事企業の名称

(吸収分割会社) 株式会社きらやか銀行（当行）

(吸収分割承継会社) きらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社  
(当行の100%連結子会社)

2. 対象となった事業の名称及び当該事業の内容

貸出債権等に係る債権管理業務・再生支援業務・回収業務その他の関連業務

3. 企業結合日（本会社分割の効力発生日）

平成24年5月21日

4. 企業結合の法的形式

当行を吸収分割会社とし、本件子会社を吸収分割承継会社とする簡易吸収分割です。

5. 取引の目的を含む取引の概要

当行は、経営方針である「地域の皆様と共に生きる」に基づく最重点施策である「本業支援」の一環として、取引先企業の再生支援のため更なるコンサルティング機能の発揮を目指しております。そのために、平成23年2月22日設立した本件子会社との間で、簡易・吸収分割の手法により会社分割を行い、従来当行事業再生部が所管する企業再生支援、債権管理、回収に関する業務の権利義務等を本件子会社に承継し、企業再生支援に集中的に取り組んでまいります。また、平成24年3月23日に株式会社日本政策投資銀行との間で資本及び業務提携を締結しており、同行からの高度な再生支援ノウハウや資金を活用

し、企業再生支援に取り組んでまいります。

#### 6. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

#### 7. 会社分割によって移転された資産及び負債の適正な帳簿価額

現金預け金	500 百万円
貸出金	12,559 百万円
貸倒引当金	△8,208 百万円
資産の部合計	4,850 百万円
その他負債	3 百万円
負債の部合計	3 百万円

#### 8. 会社分割の対価として取得した子会社株式の取得原価と割当てを受けた株式数

取得原価	4,847 百万円
割当てを受けた株式数	普通株式 100,240 株

なお、交付する普通株式数は、両者が協議の上決定しております。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
期首残高	115 百万円	102 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	6 百万円	— 百万円
時の経過による調整額	1 百万円	0 百万円
資産除去債務の義務の消滅による減少額	— 百万円	△4 百万円
資産除去債務の履行による減少額	△21 百万円	— 百万円
期末残高	102 百万円	98 百万円

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	6.90	4.66
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	1,057	765
普通株主に帰属しない金額	百万円	162	161
うち中間優先配当額	百万円	162	161
普通株式に係る中間純利益	百万円	895	604
普通株式の期中平均株式数	千株	129,698	129,697
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	2.54	2.16
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	162	161
うち中間優先配当額	百万円	162	161
普通株式増加数	千株	285,714	224,113
うち優先株式	千株	285,714	224,113
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

平成24年6月26日開催の定時株主総会及び種類株主総会において、当行及び株式会社仙台銀行が共同して株式移転により完全親会社「株式会社じもとホールディングス」を設立することが承認可決され、平成24年10月1日に同社が設立されました。

(2) 【その他】

中間配当

平成24年11月13日開催の取締役会において、第165期の中間配当につき次のとおり決議しました。

(1) 普通株式

中間配当金額	194百万円
1株当たりの中間配当金	1円50銭

(2) 第Ⅲ種優先株式

中間配当金額	161百万円
1株当たりの中間配当金	1円61銭

(3) 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成24年12月7日

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度第164期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)  
平成24年6月26日 関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度第164期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)  
平成24年8月30日 関東財務局長に提出。

(3) 内部統制報告書

事業年度第164期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)  
平成24年6月26日 関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書及び確認書

第165期第1四半期(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)  
平成24年8月13日 関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3(株式移転)の規定に基づく臨時報告書  
平成24年4月26日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)  
の規定に基づく臨時報告書

平成24年6月29日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第18号(取立不能又は取立遅延)の規定に基づく臨時報告書

平成24年7月23日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第18号(取立不能又は取立遅延)の規定に基づく臨時報告書

平成24年9月12日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第2号(第三者割当による優先株式の発行)の規定に基づく臨時報告書

平成24年9月14日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(親会社の異動)及び第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書

平成24年10月1日 東北財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月20日

株式会社きらやか銀行  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木	和郎	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	南波	秀哉	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	窪寺	信	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社きらやか銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社きらやか銀行及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成24年6月26日開催の定時株主総会及び種類株主総会において、会社及び株式会社仙台銀行が共同して株式移転により完全親会社「株式会社じもとホールディングス」を設立することが承認可決され、平成24年10月1日に同社が設立された。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月20日

株式会社きらやか銀行  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木	和郎	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	南波	秀哉	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	窪寺	信	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社きらやか銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第165期事業年度の中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社きらやか銀行の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成24年6月26日開催の定時株主総会及び種類株主総会において、会社及び株式会社仙台銀行が共同して株式移転により完全親会社「株式会社じもとホールディングス」を設立することが承認可決され、平成24年10月1日に同社が設立された。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

- ※1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成24年11月20日
【会社名】	株式会社きらやか銀行
【英訳名】	Kirayaka Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 栗野 学
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社きらやか銀行 仙台支店 (仙台市青葉区本町二丁目19番21号)  株式会社きらやか銀行 東京支店 (東京都新宿区西新宿七丁目21番3号西新宿大京ビル6階)

(注)仙台支店及び東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

## 1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取栗野学は、当行の第165期中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。